

広島市自転車等放置防止対策業務に係る公募型プロポーザル
に関する質問と回答

質問 番号	質問	回答
1	【公募型プロポーザル説明書】 2ページ「6応募資格」について、昨年までは一般廃棄物収集運搬の許可が必要であったが、今年は除外してあるのはなぜか。厳格な意図を知りたい。 前文が承認されるのであれば、ゴミの回収業者も自転車を運搬する場合は許可がいらない事になる。これは環境局が示しているのと矛盾する事となるかどうか。	昨年度、本市から撤去運搬業務を委託する際の応募資格の要件に一般廃棄物収集運搬の許可はありません。 道路等に放置されている放置自転車等は所有物であり、廃棄物(ゴミ)には該当しないものと考えております。
2	【公募型プロポーザル説明書】 2ページ「7応募資格確認申請書の提出」について、提出書類は構成員全員提出するのか。	お見込みのとおりです。
3	【基本仕様書】 2ページ「4(1)イ(ア)ⅴ」について、長期間常習化の期間とはどのくらいを指すのか。	具体的な期間の定めはありません。
4	【基本仕様書】 2ページ「4(1)イ(オ)」について、自転車走行空間とは。	自転車走行空間とは、自転車の車道走行を促すため、車道の上に設置した自転車の走行位置を示す矢羽根型や帯状の路面表示や、縁石や柵などの工作物によって分離された自転車道などによって整備される自転車の通行部分をいいます。 (本市ホームページ「自転車走行空間整備について」をご参考ください。 URL: https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/147/238015.html)。
5	【基本仕様書】 3ページ「(2)撤去運搬業務」について、現在、月1回の日曜日は撤去があるが、来期からは無いのか。	今後のスケジュールによりますが、日曜日の撤去は引き続き実施する予定です。
6	【基本仕様書】 3ページ「(2)撤去運搬業務」について、令和5年度の月ごと、地区ごとのトラックの台数の実績が知りたい。地区ごとの長期の実績が知りたい。	別紙のとおりです。
7	【基本仕様書】 8ページ「6引継ぎについて(2)引継ぎ項目オ」について、苦情クレームの内容。	業務に従事している際に受け付ける、撤去そのものに関する事や、従事している職員の対応への苦情などを想定しています。
8	【基本仕様書】 8ページ「6引継ぎについて(2)引継ぎ項目オ」について、毎月の撤去の予定は誰が立てるのか。	本市が毎月の撤去の予定(撤去スケジュール)を立て、それを元に受託者において計画書を作成し、本市の承認を受けることとしています。
9	【基本仕様書】 9ページ「8受託業務にかかる費用負担」について、機械警備の仕様が知りたい。	仕様の指定はありませんが、以下の項目が含まれるものとします。 ・機械警備機器を使用した防犯及び火災監視サービス ・機械警備機器の保守点検 ・機械警備機器のリース
10	【基本仕様書】 9ページ「8受託業務にかかる費用負担」について、日常的な施設の修繕費用とは具体的に。	広島市西部自転車等保管所内の事務所やトイレといった施設の修繕費用を想定しています。
11	【基本仕様書】 9ページ「8受託業務にかかる費用負担」について、損害賠償責任保険の具体的な内容とは。	具体的な内容や条件の定めはありません。